

## 第2章 健康危機管理体制の充実

健康危機管理とは、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康を脅かす事態をいいます。こうした事態に対して、平常時から健康被害の発生予防に努めるとともに、健康被害の発生時には速やかに原因究明、拡大防止、被害回復を図る「健康危機管理」の対策が重要となっています。

### 第1節 感染症対策

#### 1 新型インフルエンザ対策

##### 【現状と課題】

平成25年4月に制定された「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）」に基づき、東京都では、平成25年11月「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「東京都行動計画」という。）を策定し、東京都の新型インフルエンザ等対策の基本方針等を定めるとともに、平成28年8月には「新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン」（以下「東京都ガイドライン」という。）を改訂し、東京都行動計画の内容との整合性を図りました。

また、特措法により定められた新型インフルエンザ等の発生時における特定接種（登録事業者の従業員等に対する先行的予防接種）については、平成28年10月より医療分野等に係る特定接種管理システム（厚生労働省）が稼働しています。

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が病原体に対する免疫を獲得していません。健康被害を最小限にとどめるためには、地域における限られた医療資源を効果的・効率的に活用する体制をあらかじめ整備しておく必要があります。

東京都は、平成30年3月「新型インフルエンザ等に関する地域医療確保計画（全体計画）」の中で、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等に対する医療体制の整備を推進するため、感染症指定医療機関の所在地を基準とする地域（以下「ブロック」という。）を設定し、ブロックごとに、関係機関で構成する感染症地域医療体制ブロック協議会を設けています。島しょ圏域は「島しょブロック」として2町7村を管轄し、保健医療体制に係る課題について協議し体制整備を進めています。

島しょ圏域の感染症指定医療機関は、町立八丈病院1施設です。海外発生期から東京都内発生早期に新型インフルエンザと診断されたもしくは疑いのある患者は、感染症指定医療機関に入院することになりますが、搬送方法が課題となっています。

今後は、特措法や東京都ガイドラインとの整合性を図るとともに、当圏域の医療資源や医療連携体制等を踏まえた総合的な対策が求められます。

##### 【施策展開の基本方針】

- 特措法や東京都ガイドラインとの整合性を図るとともに、「島しょ保健医療圏感

染症地域医療確保計画（以下「確保計画」という。）に基づき、島しょ保健医療圏域感染症地域医療体制ブロック協議会（以下「感染症ブロック協議会」という。）において課題の検討等を着実に実施していきます。

- 感染症ブロック協議会の開催や、関係機関等との対応訓練等を実施し、平常時からの連携に努め、感染症地域医療確保計画の実効性を高めていきます。
- 健康危機管理発生時に、速やかに連携が図られるよう、平常時から関係機関との連携体制について共有していきます。
- 関係機関は、新型インフルエンザ発生時に使用するマニュアル等を整備するとともに、定期的な訓練を実施して、各島の事情に配慮した体制づくりを行います。

##### 【今後の取組】

- 1 健康危機管理に関わる関係機関との連携体制の強化
- 2 医療資器材の備蓄及び平常時からの个人防护具（PPE）の着脱訓練の実施
- 3 島しょ圏域の新型インフルエンザ等感染症医療体制の充実

##### 【指標】

指標名	現状	目標値
新型インフルエンザ等対策訓練・研修	年1回以上実施	維持

##### 《関係機関の取組》

町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>島民へ適切な情報提供をします。</li> <li>島民に対するワクチンの接種方法を検討し、発生時には接種を行います。</li> <li>新型インフルエンザ等について理解をし、発生時には保健所と協力して、要援護者への支援等の対策を的確に実施します。</li> </ul>
医療機関 町 村 事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関は診療継続計画（BCP）に基づき、発生状況に応じて新型インフルエンザ等患者への医療を提供するよう努めます。</li> <li>指定（地方）公共機関、登録業者は特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施します。</li> </ul>
島 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政等からの情報を把握し、適切に行動します。</li> </ul>
保 健 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>特措法及び感染症法<sup>注1</sup>に基づく各種措置を実施し、地域医療の確保やまん延防止策を実施します。</li> <li>東京都健康安全研究センターを技術的拠点として、特措法や東京都ガイドラインに基づいた感染対策を実施します。</li> <li>町村・関係機関と連携して新型インフルエンザ等の訓練及び事前準備を行い、発生時に適切に対処します。</li> </ul>

注1：感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律。

## 新型インフルエンザ等対応訓練（島しょ保健所小笠原出張所）



島しょ保健所小笠原出張所では、新型インフルエンザ等の対応を想定して、父島診療所をはじめ、おがさわら海運、海上自衛隊父島基地分遣隊、東京検疫所、小笠原総合事務所（検疫担当）、小笠原村村民課職員の、島内の関係機関が参加し個人防護具<sup>※1</sup>の着脱、並びに、感染症患者の隔離搬送バックへの収容及び救急車への収容訓練を行っています。この取組は平成28年度から実施しています。

実施しています。

小笠原では、感染症法に伴う入院勧告や措置が必要な感染症の患者が発生した場合、感染症指定医療機関への搬送が大きな課題となります。

平成29年度の訓練では、医療機関における診療時の感染対策に加え、搬送手段として欠かせない、おがさわら丸や海上自衛隊の飛行艇での搬送も想定し、搬送に関わる関係者にも参加いただいた事が大きな一歩と言えます。

訓練は、出張所職員による防護具の着脱説明とデモンストレーションを行い、参加者が二人一組となって着脱の練習を行いました。その後、診療所医師が患者役となり、隔離搬送バックへの収容と救急車への収容までの手順を確認しました。その際、東京検疫所の医官からも搬送での注意点などの専門的な助言を受けました。



参加者からは、「東京検疫所の医官からの専門的助言もあり理解が深まった。」、「訓練は1年に1度以上行ってほしい。」との要望もあがりました。

当出張所では、新型インフルエンザ等の発生に備え、迅速、的確、安全に対応できるよう、今後も関係機関との連携に取り組んでいきます。

※1 個人防護具：感染症患者と直接接触する従事者の安全を確保するためのキャップ、マスク、ゴーグル/シールド、ガウン/エプロン、手袋、シューカバーなどの防護具。

## 2 感染症・結核・エイズ対策

### 【現状と課題】

島しょ圏域における感染症法に基づく届出は、年毎に差はありますが、結核（二類感染症）やつつが虫病<sup>注1</sup>（四類感染症）が年間10件前後です。

集団感染事例では、感染性胃腸炎や季節性インフルエンザなど、毎年、福祉施設を中心に発生が報告されています。その他に水痘や流行性耳下腺炎といった、ワクチンによって予防可能な感染症の発生も認められています。感染症の流行監視は、感染症発生動向調査（大島医療センター、町立八丈病院、小笠原診療所）に加え、各出張所単位で独自の感染症地域サーベイランス<sup>注2</sup>が行われています。

感染症指定医療機関は、町立八丈病院1施設で、八丈町以外で入院勧告を要する感染症が発生した場合は、本土の医療機関へ患者を搬送し、入院治療をすることになります。そのため、渡航（搬送）方法の確保と調整、入院及び退院時の病院間の連絡調整などさらなる体制整備が必要です。

島しょ圏域特有の事情として、事故等の緊急時に、未検疫の船舶・航空機が検疫港・検疫飛行場以外に入った場合、保健所が検疫<sup>注3</sup>を実施し、輸入感染症への対応を行っており、検疫における感染症事案が発生した際には、東京検疫所と連携を図りながら対応していくことが重要です。

島しょ圏域は、住民に加え、観光客や仕事で来島する者も多く、より個々の状況を踏まえた対応を迫られることがあります。「東京都感染症予防計画」に基づき、状況に合わせた感染症対策を推進する必要があります。

### （1）結核対策

結核については、平成11年の「結核緊急事態宣言」以降、結核対策の強化が図られてきました。平成17年にはDOTS<sup>注4</sup>による確実な服薬支援が求められるようになり、その後、平成19年には、結核予防法が廃止され、感染症法上の二類感染症として位置づけられました。

島しょ圏域の結核発生は都内に比べて少ないですが、平成24年に改訂された「東京都結核予防推進プラン」に沿って、患者の早期発見と登録者の治療終了に向けた支援を進めています。

### （2）エイズ等性感染症

エイズ等性感染症については、HIV感染者は20代から30代、エイズ患者は30代から40代が多く、また、近年、梅毒患者報告数が増加している現状があります。島しょ圏域においては、管内医療機関からHIVの届出はなく、各出張所で実施している

注1 つつが虫病：伊豆諸島では、ツツガムシ病が風土病となっており、「七島熱」と呼ばれている。

注2 感染症地域サーベイランス：見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。

注3 検疫：検疫法22・23条に基づいて、保健所が行う措置。

注4 DOTS：結核患者が処方された治療を定期的に完遂するために、服薬の確実な実施を主治医や保健所が確認すること。Directly Observed Treatment of Short course（直接服薬確認療法）の略である。読み方はドッツ（DOTS）。